

役員報酬規程

社会福祉法人 百合の会

特別養護老人ホーム

オニオンコート

社会福祉法人百合の会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人百合の会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは理事長及び施設長等の施設職員の理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職慰労金を支給する。
 - (2) 施設長等の施設職員を兼務する常勤役員に対しては、別に定める雇用契約書及び職員給与規程によって給与を支払うことができるものとする。
 - (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給するとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡した者については、その遺族に支払うものとする

(常勤役員等の報酬等の基準)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める基準に基づき決定する。
- (2) 退職慰労金については、別表2に定める額を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の基準)

第5条 非常勤である役員である理事・評議員及び監事が理事会等の出席、監事の監査業務を行う場合は別表3に定める報酬を支給する。

2 交通費は別表4により支給する。

(1) 通勤のため公共交通機関及び私有自動車等の交通用具を使用したとき、片道5km以上である場合には、公共交通機関に相当する実費を支給する。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、毎月23日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、その直前の金融機関営業日とする。

2 非常勤役員の報酬は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(職員が役員に選任された場合の報酬等)

第8条 職員が、常勤役員に選任された場合の報酬等については、次のとおりとする。

(1) 選任された日までは職員給与（日割り計算）

(2) 職員当時を対象とする賞与は職員賞与

(3) 役員報酬は年額をもって定め、その1/2を、毎月支給する。

(注) 役員選任日が5月末日とすると6月分～翌年3月分—当期損金
翌年4月分～5月分—翌期損金

2 職員としての退職金を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

1. この規程は、平成19年4月1日より施行する。

2. この規程は、平成31年1月28日改正し、施行する。

【別表1】

常勤役員の報酬支給額

1. 常勤役員の報酬表

区 分		報酬の額	備 考
報酬金額	理事長	月額 100,000 円	
	施設長等の施設職員を兼務する常勤役員	給与規程による	

【別表2】

常勤役員の退職慰労金

1. 常勤役員の退職慰労金

役 職	支 給 内 容
理 事 長	退職時の平均月額報酬×在任期間年数×功績倍率
常 勤 理 事	退職時の平均月額報酬×在任期間年数×功績倍率

(注) 在任期間が1年未満は月割りとし、月未満は算出しない。

- ・平均月額報酬は、退職時に当たる最終任期期間に支給した平均支給月額をもって算定する。

【別表3】

非常勤役員の報酬支給額

1. 非常勤役員の報酬表

区 分		日額報酬	備 考
報酬金額	理事・評議員（常勤以外）	1回につき 10,000 円	
	監事	1回につき 10,000 円	

【別表4】

2. 非常勤役員の理事会・評議員会及び監事監査の交通費

交通費	開催場所より半径5km以内	なし	自宅から換算
	開催場所より半径5km以上	公共機関換算による 実費支給	

- ・交通費の支給は、法人が用意した届出書を提出する。住居変更等による交通費変更については、速やかに変更届を事務局に提出する。